

## 小牧市中小企業人材育成研修費補助金

経営者又は従業員が業務に必要な技術、技能又は知識の習得を図るために必要な各種研修制度を利用した市内の中小企業者に対し、その経費の一部を補助します。

### 1 補助対象者

次のいずれにも該当する方

- ・ 中小企業者である方(ただし、みなし大企業は除く)
- ・ 市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている方
- ・ 市税の滞納のない方
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第12号)第2条に規定する他風俗営業その他の業種及びこれに相当すると市長が認めた業種又はギャンブルに係る業種を営む者に該当しない方

### 2 補助対象事業

- (1)中小企業大学校の実施する研修
- (2)中部職業能力開発促進センターが開講する能力開発セミナー及び生産性向上支援訓練
- (3)小牧商工会議所が実施する研修等
- (4)一般社団法人中部産業連盟の実施する研修等
- (5)公益社団法人愛知労働基準協会の実施する研修等
- (6)一般社団法人名北労働基準協会の実施する研修等
- (7)一般社団法人日本経営者協会中部本部の実施する研修等
- (8)愛知県職業能力開発協会の実施する研修等
- (9)公益財団法人愛知県労働協会の実施する研修等

※ ただし、以下の場合の対象外とする。

- ・ 小牧市次世代産業人材育成研修費補助金の交付を受ける場合
- ・ 上記の研修等をオンラインで受講する場合

### 3 補助対象経費

上記補助対象経費の受講料

### 4 補助金額

補助対象経費×1/2

- ※ 1回の補助対象事業につき、受講者1人あたり10万円を限度とします。
- ※ 100円未満の端数が生じた時には、その端数を切り捨てた額とします。
- ※ 申請回数に制限はありません。同一の方が何度でも申請可能です。

## 申請から交付の流れ

### ① 補助金交付申請書の提出

補助対象事業の受講料を納めた後、小牧市中小企業人材育成研修費補助金交付申請書(様式第1)に下記書類を添付して市役所商工振興課へ提出して下さい。

※ 最終申請日は研修等を受講した年度の3月31日とします。

※ 同一年度分であればまとめて申請することも可能です。

#### <添付書類>

- ・登記事項証明書の写し
  - ・補助対象事業に係る申込書等の写し
  - ・補助対象経費の領収書の写し
  - ・補助対象事業に係る修了証書の写し
  - ・申請日以前1年間において納期が到来した小牧市市民税及び固定資産税(土地・家屋・償却資産)の納税証明書又は納税状況調査承諾書
  - ・個人事業者にあつては事業者本人、法人にあつては代表者又は担当者の本人確認書類(運転免許証等顔写真付きのもの)の写し
  - ・小牧市中小企業人材育成研修費補助金交付請求書(様式第3)
- ※審査前のため請求日は空欄

### ② 小牧市から申請者宛に小牧市中小企業人材育成研修費補助金交付決定通知書の送付を送付します。

### ③ 補助金交付

#### <問い合わせ先>

小牧市役所 商工振興課 新産業創出係  
〒485-8650

小牧市堀の内三丁目1番地

電話:0568(76)1112